

総理府統計局では、住宅およびこれに居住している世帯についての実態を調査し、住宅対策のための基礎資料を作成することを目的として、昭和二十三年から五年ごとにこの調査を実施しています。今年は、その第六回目の調査

◎ 調査日 昭和四十八年十月一日現在

中野東、末宝、中之島第五、

◎ 調査票の記入 あります。次の一覧で行なわれます。調査の対象となつた方々のご協力を願いいたします。

◎ 調査事項 世帯員の構成、建物の構造、建物の規模、居住室の状況などを記入するようになっております。

◎ お詫び お詫び申します。正しくお詫び申します。

住宅統計調査の実施

十月一日現在で調査

◎ 調査票の記入 六所、西高田新田。

八月号の広報紙、六ページ下段右側に掲載の安全技能診断日は、八月十九日(日)開催となっておりました。が、八月二十六日(日)の誤りでしたので、訂正してお詫び申します。

総理府統計局では、住宅およびこれに居住している世帯についての実態を調査し、住宅対策のための基礎資料を作成することを目的として、昭和二十三年から五年ごとにこの調査を実施しています。今年は、その第六回目の調査

◎ 調査日 昭和四十八年十月一日現在

中野東、末宝、中之島第五、

◎ 調査票の記入 あります。次の一覧で行なわれます。調査の対象となつた方々のご協力を願いいたします。

◎ お詫び お詫び申します。正しくお詫び申します。

重症心身障害者の保護者へ見舞金支給

該当者は9月末までに届出



秋の交通安全運動が、九月二十一日から全国的に実施されます。この時期になりますと農繁期を迎えにかと児童の保護も手薄になりますが、親元危険な場所での遊びや、親元からはなれ道路へのとびだしに充分注意して下さい。

また、運転者は、交通ルールを厳守することはもち論のこと、自分の力に適した方法で運転し、いつでも停止出来るように常に心掛けておくことが大切です。

特に信号機のない横断歩道など、ちょっとした不注意によると、歩行者とはねたりすることになります。

交通事故から守るために、運転者自身の運転技術を向上させることも大切です。

交通事故から守るために、運転者自身の運転技術を向上させることも大切です。

多年に亘って社会活動に寄与してこられたおとしよりに対して、敬愛の気持ちをもって、長寿をお祝いし、健康であかるい生活の場をあたえてやりましょう。

広報なかのしま

9月号 南蒲原郡中之島村役場



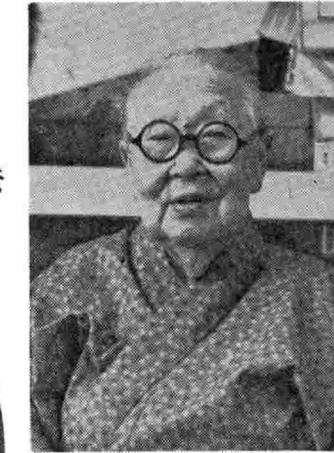
中島ヨシさん 95才
(島田)



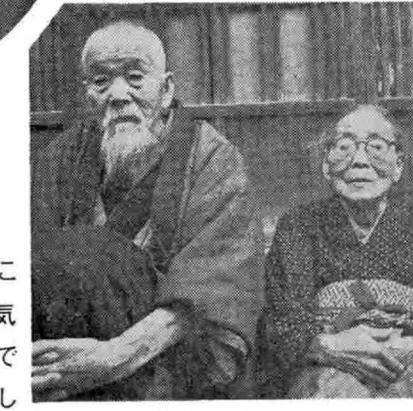
堀 文治さん 98才
(上沼新田)



小畠タヌさん 90才
(杉之森)



樋山クミさん 95才
(中条)



西沢新七郎さん夫婦
93才と86才
(上沼新田)

~~主なもくじ~~~

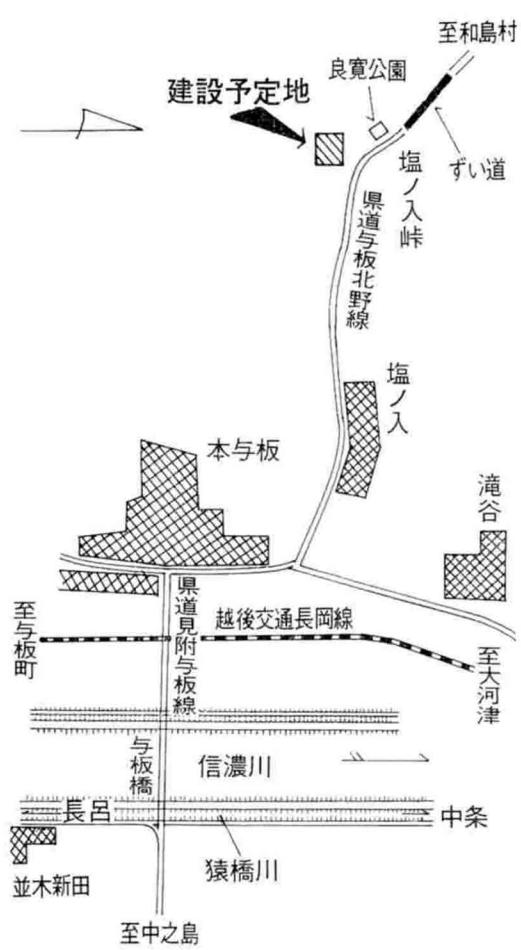
- 特別保有税を創設.....(2)
- 村「推奨の木」を募集.....(3)
- 共同火葬場「無憂苑斎場」与板町塩ノ入峰に決定.....(4)
- 昭和49年度村職員採用試験の実施.....(5)
- 10月28日村長選挙投票日.....(6)

今月の税金

- ▲ 軽自動車税.....9月期随時分
- ▲ 保育料.....9月分

() 内は7月1日との比較
人口 11,554人 (+23)
男 5,613人 (+14)
女 5,941人 (+9)
世帯数 2,188 (+5)

共同火葬場『無憂苑斎場』建設位置図



共同火葬場「無憂苑斎場」

与板町塩ノ入峠に決定

三島郡与板町、和島村と共に建設計画が進められておりました。共同火葬場「無憂苑斎場」の建設位置が、去る、七月十八日（与板町役場）の一部事務組合の会議において決定しました。これによりますと、与板町塩ノ入り峠地内の県道左側（すい道の手前約百メートル附近）に、約千二百平方メートルの土地を確保して建設されるものであります。

なお、事業費については、約五百万元については国の補助金でまかなわれます。また、この火葬場の業務開始は今年十二月頃の予定となっています。

そこで、この共同火葬場は、長岡、小出広域市町村圏事業の一環として行なわれるもので、広域的な見地から共同処理をはかるうと言ふことで、今年六月の各町村議会の議決をへて一部事務組合が設置されたものであります。主な計画概要については、次のことなりです。

◎ 施設の建設位置
三島郡与板町大字本与板字塩ノ入（塩ノ入すい道の手前百メートル地点の県道左側）

◎ 施設の名称
無憂苑斎場

◎ 敷地面積
約一千二百平方メートル

◎ 建物
本館（作業室、ホール、収骨室等）鉄筋コンクリート造平屋建百六・〇六（約三十二坪）平方メートル。

◎ 待合室（和室、ロビー、湯沸所、便所等）木造平屋建六

◎ 業務開始予定
昭和四十八年十二月

※ 詳細については、保健衛生課へおたずねください。

焼いてからではおそすぎる

**乾燥機による
火災の防止を！**

- 毎年秋の収穫期を迎える頃になりますと、乾燥機による火災が各地で発生しております。特にここ一年二年のあいだに乾燥への切り換えがされて来ており、乾燥機の使用も非常に多くなっておりま
- 注意事項
乾燥機の周囲は、常に整理、清掃に努め、燃料やややすい物はみだりに放置しないようにして下さい。
- 業務開始予定
は定期的に点検を行ない、火災防止上有効に保持して下さい。
- 消火器等の備え付けを忘れずにお願いします。

税条例の改正で

特別土地保有税を創設

5,000m²以上の土地が対象に

7月1日から施行

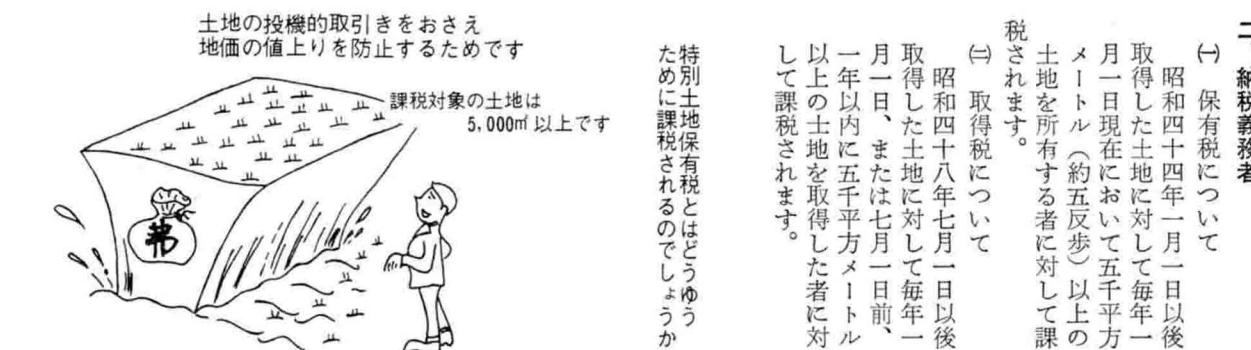
最近土地に対する投機取引が横行し、地価が著しく高騰しており、この土地問題の解決が大きな会社問題として提起されています。国では、これらに対処して行くため、種々検討を重ねてきました結果、土地対策の一環として、改めて、これをこの特別土地保有税が創設されました。そこで、本村でもこの改正によって六月二十三日の村議会において村税条例の改正を行い、七月一日から施行することになりました。特別土地保有税とは、一体どのような税なのかそのあらましは次のとおりです。

◎ 特別土地保有税を創設した趣旨 土地の管理費用の増大を通じて、今後の投機的目的による土地取得の抑制を図ることとも、すでに取得された土地の供給促進をねらいとしたものです。

◎ 特別土地保有税の仕組みについて
一、税の構成 特別土地保有税は、次の二種類から成り立っております。

(一) 保有税 土地の所有に対して課税するもの。

(二) 取得税 土地の取得に対して課税するもの。



二、課税標準額及び税率
一、課税標準額（税額を求める基礎となる額）は、
(一) 保有税について、一月現在において所有する土地の取得価額の合計額です。
(二) 取得税は、一月一日現在内に五千平方メートル以上以上の土地を取得した者に対して課税されます。

二、税率
一、税率
税率は、保有税にあっては、百分の一・四ペーセント、取得税にあっては、百分の三ペーセントです。この場合保有税は、算出税額から固定資産税相当額が控除されます。また、取得税についても算出税額から不動産取得税相当額が控除されます。

◎ 徴収の方法 徴収の方法は、申告納付の方法によります。（この方法は、

二、取扱税
昭和四十九年度から適用
農業を営む者にあっては、農業経営規模の拡大を図るため、農地を取得した場合は非課税となります。このほか国の施策に適合する土地や、相続等の形式の所有権の移転にかかる土地についても非課税とされます。

◎ 非課税の範囲
昭和四十九年度から適用
農業を営む者にあっては、農業経営規模の拡大を図るため、農地を取得した場合は非課税となります。このほか国策に適合する土地や、相続等の形式の所有権の移転にかかる土地についても非課税とされます。

◎ 特別土地保有税の課税適用
一、保有税
昭和四十九年度から適用
農業を営む者にあっては、農業経営規模の拡大を図るため、農地を取得した場合は非課税となります。このほか国策に適合する土地や、相続等の形式の所有権の移転にかかる土地についても非課税とされます。

◎ 計算方法
昭和四十九年度から適用
農業を営む者にあっては、農業経営規模の拡大を図るため、農地を取得した場合は非課税となります。このほか国策に適合する土地や、相続等の形式の所有権の移転にかかる土地についても非課税とされます。

◎ 納付方法
昭和四十九年度から適用
農業を営む者にあっては、農業経営規模の拡大を図るため、農地を取得した場合は非課税となります。このほか国策に適合する土地や、相続等の形式の所有権の移転にかかる土地についても非課税とされます。

わが国経済は、驚異的な伸長をとげておりますが、一方においては諸公害がもたらす、自然環境の破壊などで「緑」が年々失われておられます。

そこで、皆んなで「緑」にかかるべきで、住みよい郷土、静かな生活環境を取りもどそうといふことでこの運動が、いま全国的におこなわれております。

新潟県においても、昭和40年に新潟県の木として「ユキツバキ」が選定され、その後、県内各市町村でも、遂次選定さ

れておりました。

そこで本村でも、この運動の拡大を図り、しかも地域性のある樹木を集中的にふやすために、「村の木」を選定することになりました。

この選定にあたっては、次の要領によつて「村の木」としてふさわしい樹木を募集していまので、多数応募してください。

れています。

そこで、皆んなで「緑」にかかるべきで、住みよい郷土、静かな生活環境を取りもどそうといふことでこの運動が、いま全国的におこなわれております。

新潟県においても、昭和40年に新潟県の木として「ユキツバキ」が選定され、その後、県内各市町村でも、遂次選定さ

れておりました。

そこで本村でも、この運動の拡大を図り、しかも地域性のある樹木を集中的にふやすために、「村の木」を選定することになりました。

この選定にあたっては、次の要領によつて「村の木」としてふさわしい樹木を募集していまので、多数応募してください。

村の「推奨の木」を募集

締切は9月30日まで



みんなの手で「緑」にかこまれた、住みよい郷土を

低木性の花木や、果樹等は対象としない。
二、歴史的に住民と関係の深い樹木。

三、植物分布上、特性のある木

四、市町村の産業経済と関連がある樹木。

ワラは焼かずに土に返そう

稻ワラ公害の防止を



秋の収穫期に入り、最も盛期に入っています。毎年この時期になりますと、稻ワラ焼が各地でおこなわれ、「ケムリ」公害が発生しております。本村でも、ここ二~三年の間に、稻刈りありとの生ワラが発生しております。他人のめいわく等も考え、稻ワラは焼かずに、地力の維持、増進をはかるため、堆肥に利用しましょう。

最近特に、水田には堆肥を施さず、化学肥料だけにたよつてきているため、収量、品質など低下が問題視されております。これらの解決のためにも、ぜひ生ワラは焼かずに処理するよう願します。

稻ワラを堆肥につかう場合、排水の悪い田は、生ワラのすき込みをさけ堆肥につみます。乾田での生ワラは、石灰チソ、ケイカル等を散布して、分解を早めて下さい。

昭和49年度 村職員採用試験の実施

締切は10月5日まで

村では、昭和四十九年度の職員採用初級試験を次の要領で行います。

◎ 採用人員及び職種

一、一般事務 一名
二、土木事務 一名

昭和二十五年四月二日から昭和三十一年四月一日までに生まれ、高等学校卒業以上、または卒業見込みのある男子。

ただし、「土木職員」について、農業土木、または普通土木の専攻者に限ります。

なお、欠格事項は次のとおりです。

一、日本の国籍を有しない者
二、禁治産者及び準禁治産者
三、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、または執行を受けることがなくなるまでの者
四、当該団体職員としての懲戒免職の処分を受け、当該处分の日から二年を経過しない者
五、日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

◎ 試験の方法

第一次試験として、どの職種にも共通に、高等学校卒業程度の内容で、地方公務員として必要な一般知識および教養について、一式による筆記試験並びに作文試験を行います。第二次試験として、第一次試験合格者に対し口述試験を行います。

◎ 試験日及び試験場

一、試験日時、昭和四十八年十月二十一日(日)午前九時から午後四時四十分まで受付します。(遅刻者は受験できません)

二、試験場、県立長岡高等学校(長岡市学校町三丁目)

◎ 試験当日の携行品

試験当日は、受験票及び筆記用具、昼食、上履等は必ず用意して下さい。

◎ 合格通知

試験結果は、昭和四十八年十二月八日までに通

応募者三十九名の中から

「刈谷田荘」に決定

現在建設が進められている「老人憩の家」の名称について、広く村民から募集したところ、多数の応募者があり、選考の結果「刈谷田荘」に決定しました。

この応募にあたっては、「刈谷田荘」に決まりました。そこで、この応募者の中から、上位三位について粗品を進呈することになりましたが、皆さんの関心も高く、「刈谷田荘」と書かれた方が五名ほどありました。

わたるもの家、幸和荘、苅らしく、やよい、あかつぎ、生きらざ。

◎ 応募された名称

刈谷田荘、柏蔭荘、柏荘、青

楓荘、柏樹荘、老人寄樂荘、大竹荘、さくら木荘、寿樂荘、憩樂荘、桃源の里、桃源の家、福住荘、白寿荘、敬老荘、やすらぎ荘、清閑荘、憩竹園、貫寿荘、長寿の家、柏淨庵、瑞竹荘、樂荘、百樂荘、永寿荘、福寿、極樂荘、ニュー寿樂、静翠の家、わたくしの家、幸和荘、苅らしく、やよい、あかつぎ、生きらざ。

◎ 刈谷田荘と応募された方の名前

中野西 田中栄松
中野西 中島栄七
中之島 皆川庄吾
中西 羽賀嘉藏
中野西 田中金次郎

編集室より

広報なかのしまで発刊されながら、まだ数ヶ月ですが、毎月紙面作りに、新鮮さを取り入れみなさんのための広報紙にしたいと苦心しております。

ご意見、ご希望等なんでもかまいませんので、係あてに原稿をお寄せください。

